

申請書提出前にご確認ください。

伊東市飲食店における 新型コロナウイルス感染症対策奨励金 申請の要件及び添付書類について

以下の、「申請に際してのチェック事項」の全てに申請者が該当する必要があります。

申請に際してのチェック事項	
1	<p>申請日において現に伊東市内で飲食店を営む中小企業者等に該当する。</p> <p>中小企業者等とは①又は②に該当する者</p> <p>①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 ②上記中小企業者と同規模と認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人 など</p> <p>飲食店とは①～③を満たす店舗</p> <p>①食品衛生法第52条による許可(飲食店営業又は喫茶店営業)を有する ②当該店舗内に飲食用に供する客席(占有する場所に限る)が設けられている ③不特定の者を対象として、当該店舗内で調理した飲食料品を当該店舗内の客席で飲食させる</p> <p>例)食堂、レストラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、スナック、バーなど</p> <p><u>以下の店舗等は対象外</u></p> <ul style="list-style-type: none">・惣菜・弁当などの持ち帰り専門の店舗(露店含む)・配達飲食サービス(仕出し・デリバリー専門店)・移動販売(キッチンカー)・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)・ホテルや旅館等において宿泊客のみに飲食を提供する場合
2	申請者は食品衛生法第52条による許可を受けている者である。
3	誓約書の内容に誓約する。
4	申請日時点で感染防止対策に取組済み(取組宣言シートの19項目中15項目以上に取り組んでいる)で、引き続き感染防止対策に努める意志がある。
5	市税等の滞納はない。(ただし、令和元年度分までの市税等を完納しており、令和2年度分の納税誓約がある場合は支給の対象となります。)
6	伊東市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない。

裏面も
ご確認ください。

問い合わせ先
伊東市役所 企画課 TEL 0557-32-1061
E-mail shourei@city.ito.shizuoka.jp
電話でのお問い合わせは8時30分から17時15分の間に
ご連絡ください。(土日祝日を除く)



伊東市飲食店における新型コロナウイルス感染症対策奨励金支給申請書兼請求書に添付していただく書類

- ・3及び4は、条件に合致する場合(※参照)は省略できます。
- ・4及び5は、“_____”に該当する場合のみ添付が必要です。

申請書兼請求書の添付書類	
1	誓約書(内容を確認し、申請者欄を記入、押印ください) ※1事業者が複数の飲食店を経営している場合でも、誓約書は1枚で結構です。
★	2 取組宣言シート(19項目中15項目以上が実施済みであること)+写真2枚 ※1事業者が複数の飲食店を経営している場合は、店舗ごとに取組宣言シートを作成し、申請対象となる店舗数分添付してください。
3	振込先口座が確認できる書類(通帳の写し等) ※「伊東市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金」(R1.1.6 受付開始)を申請済み、かつ応援給付金の振込先口座に本奨励金の支払いを希望する場合であって、応援給付金の申請書を閲覧し、振込先口座の情報を利用すること及び納税状況を確認することに同意いただける場合は、「3 振込先口座が確認できる書類」及び「4 納税証明書」の添付を省略できます。 (申請書の中段の「同意」欄にチェックを入れてください。)
4	住民登録又は法人登記が伊東市外の場合は、住民税又は法人住民税の納税証明書(令和2年度分)を添付
☆	5 対象となる飲食店の営業開始日が令和3年1月1日以降の場合は、食品衛生法第52条による許可証(飲食店営業又は喫茶店営業)の写しを添付

★ 取組宣言シートに添付する写真について(記載例も参照ください。)

1枚は店舗内部の概況が分かる写真、1枚は取組宣言シートにおいて「実施済み」とした感染防止対策からどれか1つを自由に選択し、感染対策の様子が分かる写真を添付してください。

なお、写真のみEメールでの提出が可能です。Eメールで提出する場合は、取組確認写真貼付欄(取組確認シートの裏面)の「写真はEメールで提出」をチェックしてください。また、Eメールの題名は「(店舗名)奨励金写真」とし、メール本文に「申請者名」「店舗名」「申請書提出日(郵送投函日)」「写真に対応する取組宣言シートのNo. (何番の取組の写真を撮影したか)」を記載し、shourei@city.ito.shizuoka.jp宛に送信してください。

Eメールの題名・本文記載例	
Eメール題名	(海鮮食堂いとう)奨励金写真
メール本文	申請者名:株式会社伊東商事 代表取締役 伊東花男 店舗名:海鮮食堂いとう 申請書提出日:R3. 1. 25投函 写真の取組No.:1

☆ 食品衛生法第52条による許可(飲食店営業又は喫茶店営業)を有していることに関しては、熱海保健所からの情報を基に市役所において確認を行います。ただし、令和3年1月1日以降に許可を受けた店舗については、保健所からの情報取得に時間がかかるため、当該店舗の許可証の写しを添付してください。